

平成26年5月2日
千葉県報第12914号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結論

本件措置請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 措置請求人（以下「請求人」という。）

省 略

2 受付日

平成 26 年 2 月 19 日

3 請求の要旨

平成 26 年 2 月 19 日に提出された千葉県職員措置請求書及び事実証明書（以下「請求書等」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

- (1) 千葉県知事(以下「知事」という。)は、千葉県南房パラダイス（以下「南房パラダイス」という。）の宿泊施設（以下「本件施設」という。）を、売払価格 3,700 万円 で企画提案型財産売払い（以下「本件プロポーザル」という。）の方法により随意契約で売却することとし、平成 25 年 12 月、株式会社こがね（以下「こがね」という。）と本件施設の売買契約(以下「本件契約」という。)を締結した。しかし、本件プロポーザルは、不正な選考手続きや得点の改ざんが行われたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項各号に該当せず、随意契約できるものではなく違法である。違法・不当に本件プロポーザルの応募者（以下「応募者」という。）の選考等がなされ、最優秀提案者ではない者と締結された本件契約は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条の公序良俗に反し無効である。
- (2) 千葉県（以下「県」という。）は、価格による競争入札ではなく、本件プロポーザルにより売却先を選定しようとしたのに、最優秀案の提案者でない者を選定し、最も優れた事業計画の実現が可能な収支計画を明示した事業者が選ばれるという県の利益を失う損害を被った。本件プロポーザルの募集要項（以下「募集要項」という。）によれば、県は、本件プロポーザルにおいて、10 項目の審査の視点に各 10 点を配し、合計

100点で応募者を評価している。不正な選考手続きや得点の改ざんにより不適当な事業者が選ばれば、県はこの10の要件を失ったことになる。また、10の要件が不要ならば、10年の営業継続などの条件を付し価格による競争入札を行えばよく、3,700万円という価格と不動産鑑定による適正価格との差額も県の損失となる。

(3) 監査委員に、知事及び商工労働部観光企画課長(以下「課長」という。)に対し、違法・不当な選考結果を取り消し、再度選考するなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(4) 本件契約の効力確定は、県議会による「千葉県南房パラダイス設置管理条例を廃止する条例」の議決日である、平成26年3月中が見込まれており、物件引渡しなど売却履行の執行停止を早急に勧告することも求める。

(5) 違法・不当の理由は、以下のとおりである。

ア 本来、「千葉県南房パラダイス売払先選考委員会設置要綱」(以下「設置要綱」という。)に定める選考委員(以下「選考委員」という。)5名全員の採点集計により最優秀案を決すべきところ、選考委員5名の採点結果が出た後、募集要項に記載のない選考委員2名の除外がなされ、除外後の集計結果をもって最優秀案とした。これは、選考結果の変更を期待する不当な意思をもって行われたもので、違法・不当である。除外された2名の選考委員は、個別に除外する旨伝えられた。

選考委員全員の前で除外ルールを説明しておらず、除外の対象となる応募者とその基準を各選考委員に明確に説明しておらず、南房パラダイスの動植物園(以下「動植物園」という。)の選考においては、除外ルールは適用されていないことから、選考委員5名が選考前に除外ルールについて正しく説明され、了解していたということはない。

イ 知事から情報開示された除外後の採点集計結果が、選考日当日の採点結果と異なるとの某選考委員の証言から、除外後集計についても不正な点数操作が行われた可能性がある。

平成26年3月10日に、県がホームページで本件プロポーザルの集計結果を公表したが、全選考委員による採点集計も、一部の選考委員を除外した後の集計も1位の結果は同じであった。しかし、この公表結果は虚偽である可能性が高い。

ウ 企画提案型財産売払いにガイドラインはないが、県が平成25年3月に策定した「指定管理者導入・運用に係るガイドライン(改訂版)」(以下「ガイドライン」という。)があり、ガイドラインに準じて除外

を行えば何の問題もなかった。

エ ガイドラインに準じ、選考委員と応募者との具体的取引関係に基づき除外の取扱いを行うべきで、具体的取引関係の確認もなく、選考委員の事業地域が応募者の事業地域と同一であることを理由に行われた除外には合理性がない。

オ 除外することになれば、応募者によって採点者が異なることになる。除外された選考委員は、全ての応募者の採点をすべきではない。ガイドラインでは、除外扱いすることとなった選考委員の意見は聴取せず、応募者選定の審査でも参考としないこととされている。しかし、本件プロポーザルにおいては、除外された選考委員の採点した点数も、参考点として含めて点数集計を行い、除外された選考委員の点数を除く集計結果と全選考委員の合計点数による集計結果が異なることとなった場合には、選考委員間の議論で最優秀案を決定する方針だったとのことだが、ガイドラインにも合議体としての意見とするような運営はしないこととされており、また、議論で決めることは、最高得点者を最優秀案にすると記載された募集要項とも異なる。

カ ガイドラインでは募集期間は60日以上が目安となっているが、本件プロポーザルの公募開始から締切りまでは26日間しかなく極端に短く不当である。

「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」においても、公募の期間は短くとも1カ月以上とされている。本件施設の売却は予測できたが、動植物園と一体という前提であった。別々で売却することは、不正に県の内部情報を得ない限り予見不可能であった。別々に格安価格を設定すれば、多くの応募者が見込まれ、それから準備するのだから、26日間では十分でない。

キ 選考委員5名の氏名は、選考が終了した後も行政文書開示決定がされるまで公開されず、不透明さと密室性を感じる。また、募集要項に書かれていない、委員長的な立場の甲選考委員のリードで丁及び戊両選考委員の除外が決まったという。

ク 選考委員5名の中に財務会計の専門家が一人もいない。選考委員の経歴からすれば、旅館経営の収支計画を読みこなせるのか疑問である。形骸化した選考委員会と化していたものと思われる。合理性が完全に欠落しており不当である。ガイドラインによっても、財務会計の専門家も選任することとある。

ケ 本件施設の売払価格は、土地と建物で3,700万円と分譲住宅並み

で尋常でなく安い。著しく安い価格で売却したことに關しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の「適正な対価なくしてこれを譲渡」することに該当し、議会の議決が必要なのに受けていないという違法がある

コ これだけ、違法・不当かつ不合理極まりない選考であると、最優秀提案者は事前に決められていたのではないかという疑念さえ生まれる。故意に不正な選考を行い、特定の応募者の利益を図ったのであれば、刑法（明治40年法律第45号）第247条の背任罪にあたる。

第3 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理及び暫定的停止勧告の要否

(1) 請求の受理

平成26年3月6日、本件措置請求について、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、受理することを決定した。

(2) 暫定的停止勧告の要否

平成26年3月6日、本件措置請求について、地方自治法第242条第3項の規定による勧告の要否を検討したところ、本件契約の締結が違法であると思料するに足りる相当な理由がなく、また、県に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要性もないと思料されたことから、同勧告を行わないことと決定した。

2 監査対象事項

請求書等及び請求人の陳述等を総合すると、請求人は、本件プロポーザルの応募条件の設定及び設置要綱第1条に規定する千葉県南房パラダイス売払先選考委員会（以下「選考委員会」という。）による最優秀案の選考過程において、違法又は不当な行為が行われ、本来の契約相手方となり得ない者と本件契約が締結されたから、本件契約の締結は無効となる旨主張しているものと解される。

したがって、本件プロポーザルの実施及び本件契約締結の事務を所掌する商工労働部観光企画課（以下「観光企画課」という。）を監査対象機関とし、本件プロポーザルの応募条件の設定及び選考委員会による最優秀案の選考過程に、請求人の主張する違法又は不当な点があるか等の観点で監査を実施した。

3 請求人の陳述の聴取

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成26年3月20日に証拠及び陳述書を提出した上、同月24日に陳述を行った。また、陳述において監査委員から質問された事項への回答として、同月27日に「監査委員の質問に対する回答」（以下「回答書」という。）と題する書面を提出した。

同月24日の陳述の内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 陳述書の概要

ア 本件施設の売払価格は、土地と建物で3,700万円と分譲住宅並みで尋常ではなく安い。監査委員には、不動産鑑定を経緯及び売払価格算定の根拠を確認し、監査結果で報告することを求める。

イ 課長及び県商工労働部長が、平成26年3月14日、千葉県議会商工労働企業常任委員会で、「動植物園も宿泊施設も、選考委員の5名全てが、選考前に除外について十分に理解し、了解していた。」と答弁したが、某選考委員の証言からすれば、①選考委員全員の前で除外ルールを説明しておらず、②除外の対象となる応募者とその基準を各選考委員に明確に説明しておらず、③動植物園の選考においては、除外ルールは適用されていなかったというべきであって、上記答弁は虚偽であり、選考委員5名が選考前に除外ルールについて正しく説明され、了解していたということはない。

ウ 平成26年3月10日に、県がホームページで本件プロポーザルの集計結果を公表したが、全選考委員による採点集計も、一部の選考委員を除外した後の集計も1位の結果は同じであった。しかし、この公表結果は虚偽である可能性が高い。採点表を情報開示請求したが、開示された書類では、各選考委員の採点は全て黒塗りで隠された。監査委員には、選考委員5名が直筆で書いた採点表5枚を全て確認し、監査結果で採点表確認結果を報告することを求める。

エ 「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」においても、公募の期間は、原則として1カ月以上とされている。本件施設の売却は予測できたが、動植物園と一体という前提であった。別々に格安価格を設定すれば、多くの応募者が見込まれ、それから準備するのだから、26日間では十分でない。

オ 形骸化した選考委員会であることは、プレゼンテーションが1応募者あたり、説明8分及び質疑8分と極端に短いことから窺える。

(2) 請求人の陳述の概要

請求人は、請求書等及び陳述書に基づき陳述を行った。その他に補足した事項は以下のとおりである。

- ア 平成26年3月4日、本件プロポーザルに落選した応募者3者が、課長あてに選考結果に関する公開説明会の開催を依頼したが回答がなかった。公開説明会は開催されるべきである。同月14日の常任委員会でも住民監査請求で説明するから公開説明会は開く必要がないと答弁しているが、請求人からも公開説明会の開催をお願いする。選考委員5名が直筆で書いた採点表5枚を全て確認し、監査結果で報告してもらいたい。
- イ 疑惑の中には証拠がないものもあるが、全体としてこれを見ると、以下のとおり、疑惑の全体像が浮かび上がってくる。
- (ア) 本件契約の相手は、随意契約として、平成25年10月31日の本件プロポーザルの公告前に決まっていた。
- (イ) 条件付きの契約で、価格を競う入札もあり得たが、その相手に安く払い下げるために、プロポーザル方式を形だけで行った。
- (ウ) 26日間という短期間では、応募者を少なくすることができるし、また、準備期間を与えないことによって、不十分な企画提案とならざるを得ず、あらかじめ決まっていた相手は、プロポーザル方式で負けるわけがない。
- (エ) 1名の選考委員が決まっていた相手に極端な高得点を付け、他の応募者には極端に低い点数をつけた。そのような極端な採点をした選考委員を除外した場合、最優秀提案者が変わったのかどうか、監査委員に確認してもらいたい。
- (オ) それでも全員集計した結果、決まっていた相手が他の応募者に負けてしまったことから、選考委員の何名かを恣意的に利害関係者として除外し、全員集計結果から除外後集計結果へと集計方法を変更した。そして、本来の最優秀提案者を落選させ、あらかじめ決まっていた相手を最優秀提案者とした。
- (カ) 全員集計の結果も、除外後集計の結果も1位は同じでないともめるので、全員集計においても改ざんを行った。元になった全員集計が改ざんされたものであったので、除外後集計も間違っただけのものになる。つまり、県のホームページで公表されている得点は、ねつ造ではないか。
- (3) 回答書要旨
回答書の概要は、以下のとおりである。

- ア 著しく安い価格で売却したことは、地方自治法第96条第1項第6号の「適正な対価なくしてこれを譲渡」することに該当し、議会の議決が必要なのに受けていないという違法がある。
- イ 不正な選考手続きや得点改ざんに基づいた随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当せず、違法な契約となる。
- ウ 故意に不正な選考を行い、特定の応募者の利益を図ったのであれば、刑法第247条の背任罪にあたる。
- エ 故意に出来レースの選考を行った挙げ句、得点の改ざんまで行ったのだから、本件契約は民法第90条の公序良俗に反し無効である。
- オ 募集要項によれば、県は、本件プロポーザルにおいて、10項目の審査の視点に各10点を配し、合計100点で評価している。出来レースや得点改ざんにより不適当な事業者が選ばれば、県はこの10の要件を失ったことになる。また、10の要件が不要ならば、10年の営業継続などの条件を付し価格による競争入札を行えばよかったということになり、3,700万円という価格と不動産鑑定による適正価格との差額も県の損失とみなされる。
- カ 本件施設を所有することで損をすると考える応募者はいないから、売払価格の算定では、不動産鑑定評価額より減算することは不要である。
- 本件施設を3,700万円とした積算根拠を示す書類及び平成25年10月31日の募集公告前にその価格に決めた経緯を示す書類は、現在、県に行政文書開示請求を行っている。

4 執行機関による陳述の聴取

平成26年3月7日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同月25日付け観企第533号により、意見書と題する書面が別添のとおり提出された。

同月27日、県商工労働部観光担当部長（以下「部長」という。）から陳述を聴取したところ、上記意見書のとおり陳述した。

5 監査委員による監査

平成26年3月27日、監査対象機関である観光企画課に対して監査委員による監査を行った。監査委員は全員出席し、部長及び課長以下観光企画課職員数名が出席した。

第4 認定した事実

1 本件施設を本件プロポーザルで売り払うこととした経緯

(1) 本件施設について

南房パラダイスは、南房総地域の観光振興を図るため、昭和45年に物販施設等を有する動植物園として開設された。その後、昭和53年に当時の雇用促進事業団が、動植物園の隣接地に宿泊施設「いこいの村たてやま」を開設した。その後、平成16年に県が当該施設を取得し、南房総地域の観光拠点として動植物園と本件施設を併せて、地方自治法第244条の公の施設として運営していた。なお、本件施設は館山市藤原字平砂浦に所在し、土地24,457.23㎡、建物延べ面積6,146.37㎡及びその他土地建物に付随する構築物及び備品等一式からなる。

(2) 本件施設を本件プロポーザルにより売り払うこととした経緯

知事は、県の行財政改革の一環として、平成24年3月「公の施設の見直し方針」を策定し、南房パラダイスについては、施設の老朽化及び近隣の民間類似施設の民業を圧迫する等の理由から、民間に委譲し廃止することとした。民間委譲に際しては、南房パラダイスが観光施設として優れた立地にあること、また、地元市等からも観光施設として存続させるよう要望があったことから、知事は、南房パラダイスを民間に移譲した後も南房総地域の観光拠点として、民間事業者の運営による観光施設として発展させることとし、平成25年10月、本件施設及び動植物園を本件プロポーザルの方法により売却することとした。

2 本件プロポーザルの概要

(1) 平成25年10月31日、知事は、募集要項を定めこれを公表した。

募集要項には南房パラダイスの売払い条件等(本件プロポーザルの趣旨、本件プロポーザルの実施手順、企画提案の内容及び審査方法並びに契約条件等)が記載されていた。その概要は、以下のとおりである。

ア 売払価格3,700万円

イ 企画提案内容の審査に際しては、選考委員会を設置し、提出された書類の審査(プレゼンテーションを含む。)を行い、選考委員会で最優秀と認められた者が契約(予定)者となること

ウ 企画提案について

本件プロポーザルの応募書類(申込書、応募者の概要、事業企画提案書、資金計画書、貸借対照表等の財務会計書類及び会社概要等)を平成25年11月15日から同月25日までに提出すること

事業企画提案書には、以下の事項を記載した事業計画と類似施設等の経営実績の内容を盛り込むこと

- (ア) 運営する施設の概要、施設の改修方針・投資予定額、提供するサービスの概要（施設の運営方針）を記載した概要書
- (イ) 提供するサービスの種類及び利用料金等
- (ウ) 事業管理運営計画
- (エ) 広告・宣伝・営業計画
- (オ) 施設維持管理・安全管理計画
- (カ) 地域観光拠点としての取組計画
- (キ) 地域連携・協力計画

エ 事業企画提案の審査の一環として、応募者に、選考委員会におけるプレゼンテーションの機会を設けること

オ 県が設置する選考委員会で事業企画提案の内容を含む応募書類を総合的に審査し最優秀案を選定し、当該最優秀提案者を契約（予定）者として決定すること。なお、審査項目は下表のとおりである。

審査項目	審査の視点	配点
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が全体として効果的であり、かつ、実効性が高いものであるか。 ・ 施設改良等の計画（施設の改修方針・投資等）は、現実的・効率的であり、かつ、実効性が高いものであるか。 ・ 施設運営等の計画は、現実的・効率的であり、かつ、実効性が高いものであるか。 ・ 施設運営に係る経費の節減について、十分な配慮がなされているか。 ・ 施設の運営を通じ、地域と連携し地域経済へ貢献する観光振興拠点としての具体的な提案がなされているか。 	50
財務状況・ 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況は安定しているか。 ・ 収支計画の実現可能性はあるか。 	20
専門性・過 去の実績・ 意欲等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営に必要な専門的知識やノウハウ等を有しているか。 ・ 類似施設において、適正に経営を行ってきたか。 	30

	・ 経営者に施設運営（動植物園・本件施設）に対する熱意はあるか。	
合 計		100

カ 本件施設の買受人は、おおむね以下の契約上の義務を負う。

- (ア) 施設の用途として南房総地域の観光施設の用に供すること
- (イ) 地域振興拠点としての役割を果たすよう最大限努力すること
- (ウ) 引き渡し後10年間、観光施設の用に供さなければならないものとし、県の承認を受けない権利の設定や所有権移転の制限を受けること
- (エ) 事業企画提案書による提案内容の遵守
- (オ) 県による実地調査や報告徴求に応じること
- (カ) 特約に定める義務に違反した場合、違約金支払い義務を負うこと
- (キ) 買受人による観光施設としての運営継続の実効性確保のための県への再売買の予約

- (2) 知事が、本件施設の売払価格を定額と定めたのは、買受け後の観光施設としての事業計画や運営計画等の提案内容を重視していたためである。すなわち、本件施設の売払価格に競争性を持たせた場合、買受人が本件施設の整備等を抑制することで、売却後に本件施設を観光施設として機能強化させようとする本件プロポーザルの効用が減殺されることが懸念されたためである。

また、売払価格を3,700万円としたのは、不動産鑑定評価額を参考に定められたものである。不動産鑑定評価において、本件施設は、建物の老朽化が著しく、現有建物を撤去し更地として利用するのが本件施設の最有効使用とされた。3,700万円の鑑定評価額は、本件施設の敷地の鑑定評価額（1億4,100万円）から建物の解体撤去費相当額（1億400万円）を控除した金額である。

- (3) 本件プロポーザル及び本件契約の実施状況

- ア 売払い公告 平成25年10月31日
- イ 申込受付期間 平成25年11月15日から
同月25日まで
- ウ 質問受付期間 平成25年10月31日から
同年11月15日まで
- エ 内覧会 平成25年11月13日
- オ 審査 平成25年12月5日及び10日

カ	契約予定者の決定	平成25年12月20日
キ	審査結果の通知・公表	平成25年12月20日
ク	契約の締結	平成26年1月20日
ケ	契約効力の最終的確定	平成26年3月19日
コ	引渡し	平成26年4月1日

- (4) 知事は、本件プロポーザルのような場合、一般的に30日間を目安に公募期間を設けることを考えていたところ、選考委員会開催に係る日程調整の都合等により30日間よりも短くなったものの、応募書類の分量及び書類の作成に係る労力から勘案しても本件プロポーザルの公募期間が26日間であったことは相当と考えていた。

3 選考委員会の概要

- (1) 選考委員の選任について。

平成25年10月10日、知事は、設置要綱を定め、併せて、学識経験者として鮎川二郎（千葉商科大学名誉教授）及び須藤治（市川自然博物館学芸員）を、観光関連団体関係者として中村秀雄（日本旅行業協会関東支部千葉県地区委員会前委員長）及び武田将次郎（千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合組合長）を、館山市観光関連団体関係者として高橋弘之（館山商工会議所会頭）の各氏を選考委員として選任した。なお、知事は、鮎川選考委員が千葉商科大学大学院で中小企業診断士登録養成課程の責任者の経歴を有することから、経営の専門的知識を有する学識経験者として選任することとした。

また、知事は、鮎川選考委員及び中村選考委員の選任に当たっては、平成24年度に公募した千葉県南房パラダイス管理運営業務委託選考委員会の選考委員であったことも人選にあたり考慮した。

- (2) 設置要綱の概要

設置要綱の概要は以下のとおりである。

(設置)

第1条 千葉県南房パラダイスの譲渡に伴い、当該施設を南房総地域における観光拠点として将来的に適切に所有・運営していくことができる優良な事業者を選考するため、千葉県南房パラダイス売払先選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 売払条件及び審査基準に関する事項

- (2) 企画提案の審査及び売払先（候補者）の選考に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、売払先（候補者）の選考に関し必要な事項

（組織）

第3条 選考委員会は、下記内容にすることとし、別表の選考委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 観光関連団体関係者 2名
- (3) 館山市観光関連団体関係者 1名

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、選考委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を総理し、選考委員会を統括する。
- 4 （略）

（会議）

第5条 選考委員会は、選考委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 選考委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 選考委員会の議事は、出席選考委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 （略）
- 5 選考委員は、次に掲げる個人・団体の審査に関する議事に参与することができない。

(1) 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹及びそれらの者が役員又は職員として在籍する団体

(2) 前号に掲げるもののほか、選考委員と利害関係を有する個人・団体

第6条から第8条まで （略）

- (3) 選考委員会は、平成25年10月18日に第1回目が行われ、甲選考委員が互選により選考委員会委員長（以下「委員長」という。）に就任し、公募条件及び審査方法等について審議した。その後、第2回選考委員会が同年12月5日に、第3回選考委員会が同月10日に行われ、それぞれプレゼンテーションを含む応募者の審査が行われた。
- (4) 知事は、平成26年2月4日付けの行政文書部分開示決定によるもの以外、選考委員の氏名や所属・職名について公表していなかったが、同

年3月10日、千葉県ホームページで選考委員の氏名や所属・職名を公表した。当該ホームページには、選考委員の氏名等の情報は、選考の公正の確保、選考の秘密保持等の観点から、積極的な公表を行っていなかった旨記載があった。

4 審査の状況及び選考委員による最優秀案の決定

(1) 本件プロポーザルの応募状況

本件プロポーザルの応募者は、以下の7者であった。

A社	所在地	千葉県A市
B社	所在地	東京都B区
C社	所在地	東京都C区
D社	所在地	千葉県D町
E社	所在地	千葉県E市
「こがね」	所在地	千葉県館山市
F社	所在地	千葉県F市

このうち、A社とB社は、動植物園のプロポーザルにも併せて応募している。

(2) 選考委員会の審査状況

応募者の審査は、平成25年12月5日に動植物園に応募している4者（うち2者は、本件施設についても併せて応募しており、当該2者については本件施設の審査も行われた。）について行われ、同月10日に、本件施設のみに応募している5者について行われる予定であったが、1者が失格となったため4者について審査が行われた。

各選考委員には、同月5日の審査の数日前までには、各応募者の応募書類が配付されていた。

審査は、まず、応募者が応募書類の範囲内でプレゼンテーションを行い（8分間以内）、その後、選考委員と質疑応答（8分間以内）を行った後、選考委員が当該応募者の採点を行うという一連の手続きを、応募者ごとに繰り返す方法で行われた。観光企画課職員数名もこの審査に立ち会っていた。

(3) 選考委員会による最優秀案の決定

平成25年12月10日、全応募者の審査が終了した後、観光企画課の職員は、各選考委員の採点表を転記し、各応募者に対する各選考委員の採点が一覧できる集計表(以下「採点集計表」という。)を作成し、各選考委員に示した。

採点集計表には、参考点扱いとなる応募者の採点欄には「参」と記載され、参考点を除いた合計点を参考点扱いとならない選考委員の数で除した平均点(以下「除外後平均点」という。)と、選考委員5名の合計点を選考委員数の5で除した平均点(以下「全委員平均点」という。)が併記されていた。

各選考委員は、採点集計表を確認の上、除外後平均点の最高得点である81.0点を獲得した「こがね」を最優秀提案者と決定した。なお、全委員平均点の最高得点は、81.6点であったが、この得点を得たのも「こがね」であった。

なお、採点集計表を確認しながら各選考委員が議論をして、自らの採点を修正することは選考委員において行いうるものとされていたが、同日の審査において、選考委員による議論の時間は設けられたが選考委員から発言はなく、各選考委員が自らの採点を修正することはなかった。

各監査委員は、監査において、各選考委員の採点表と採点集計表の原本を確認したが、当該書面からは、採点において不正が行われたことを疑わせるような不審な点は認められなかった。また、監査委員事務局職員が各選考委員の採点表と採点集計表を確認したが、転記の誤り等もなかった。

(4) 県が公表した採点集計結果

平成26年3月10日、知事は、千葉県ホームページで本件プロポーザルの選考結果を下表のとおり公表した。なお、監査委員事務局職員が当該選考結果を採点集計表と比較検討したが、得点の記載に誤りはなかった。

なお、D社は失格となったものである。

選考結果（本件施設）

業者名	結果	順位	(参考)
	得点 (平均) (注1)		得点 (総平均点) (注2)
A社	73.8	5	73.6
B社	74.0	4	74.0
C社	79.0	3	79.0
D社	0	7	0
E社	79.3	2	79.0
「こがね」	81.0	1	81.6

F社	72.8	6	72.8
----	------	---	------

(注1) 利害関係のある委員を除外して算出した平均点

(注2) 利害関係のある委員も含めた、全委員の平均点

5 一部の選考委員の採点を除外する取扱いについて

(1) 経緯及び理由

平成25年12月2日、観光企画課職員は、委員長を訪問し、全応募者の応募書類を手交するとともに、12月5日に迫った第2回選考委員会の打合せを行った。その際、委員長は、選考委員の地元の事業者も応募していることから、選考委員会の公正を疑われないよう、また、選考結果により選考委員の地元での立場が悪くなることも気の毒なので、当該選考委員の地元の応募者への採点は参考点として集計しない（以下、応募者の主たる事務所の所在地と選考委員の勤務地又は経営する会社の主たる事務所の所在地が同一市町村である場合に、審査は行おうが、当該選考委員の当該応募者に対する採点を選考委員会の最優秀案の決定結果に反映させず参考点とする取扱いを「除外」という。）こととしてはどうかと提案した。観光企画課職員は、「除外」は、設置要綱第5条第5項に該当する取扱い（以下「除斥」という。）ではなく、選考委員会の審査の方法として、設置要綱第2条による選考委員会の所掌事務の範囲内の取扱いであると認識していた。したがって、選考委員の在勤地と同一の市町村に主たる事務所を有する応募者の審査に、「除外」される選考委員が参加し、採点を行うことも妨げられないものと判断した。

「除外」される選考委員2名に対しては、平成25年12月5日の第2回選考委員会の開始前に、当該選考委員に県職員が「除外」になる旨伝えた。また、同日の審査開始前に、観光企画課職員が当日の審査のスケジュール等を各選考委員に説明をするのに併せて、「除外」の取扱いについて説明した。当該説明に対して異議を述べたり質問する選考委員はいなかった。

なお、「除外」の内容及びその理由については、平成26年3月10日に千葉県ホームページで公表するまで、選考委員以外には周知されなかった。

(2) 「除外」となった選考委員と応募者の相関関係

選考委員の在勤地（勤務地又は主たる事務所の所在地）は、以下のとおりである。

甲選考委員	千葉県G市
乙選考委員	千葉県G市
丙選考委員	千葉県H市
丁選考委員	千葉県A市
戊選考委員	千葉県E市

「除外」される選考委員は、A社に対して丁選考委員、E社及び「こがね」に対して戊選考委員となるはずのところ、実際に採点集計表で確認したところ、丁選考委員のA社に対する採点、戊選考委員のE社及び「こがね」に対する採点が参考点扱いとなっていた。なお、前述したとおり、A社は本件施設と動植物園の双方に応募したが、動植物園の採点集計表においても、丁選考委員のA社に対する採点は、参考点扱いとなっていた。各選考委員には、審査に先立ち各応募者の応募書類が配付されたが、応募書類のうち、財産売払申込書、企画提案資格誓約書及び確認書、役員等名簿及び応募者の概要については、応募者の主たる事務所の所在地を記載することになっていた。

6 本件契約の締結について

(1) 知事による本件契約の相手方の決定

平成25年12月10日付けで委員長から知事あて、「千葉県南房パラダイス売払先選考委員会における売払先選考結果について(報告)」と題する書面により、本件施設の最優秀案を提案した応募者は「こがね」であることが報告された。当該報告を受け、知事は、同月20日、本件施設の売払先を「こがね」に決定し、千葉県ホームページで公表した。

(2) 今後の本件施設について

本件契約の効力は、平成26年3月19日に生じ、本件施設の引き渡しは、平成26年4月1日に行われた。「こがね」は、同年夏頃までは修繕を行いながら本件施設を宿泊施設として使用し、その後数か月間使用を停止し、その間で施設等のリニューアルを行う予定である。

第5 判断

請求人は、本件プロポーザルの応募条件の設定や「除外」をはじめとする選考委員会の最優秀案の選考過程に違法・不当があり、本来、契約相手方となり得ない者と本件契約が締結されたため、本件契約が無効となる旨主張しているため、本件プロポーザルの応募条件や最優秀案の選考過程に請求人の

主張する違法・不当な点があるか否かを判断することとする。

1 ガイドラインの不使用について

請求人は、選考委員と応募者との具体的取引関係に基づかない「除外」、
「除外」される選考委員も審査に加わること、選考委員会が合議体として
議論すること、公募の期間や選考委員の人選がガイドラインに準拠してお
らず違法・不当となる旨主張するので、以下、判断する。

本件契約は、南房パラダイスを地方自治法第244条の公の施設として
は廃止することを前提に、本件施設を土地、建物等を一体として売却する
というものであり、これは私法上の売買契約とみるべきものである。

ガイドラインは、地方自治法第244条に該当する公の施設を、同法第
244の2第3項の指定管理者に管理させる場合に、指定管理者の選定を
含む指定管理者制度を、県全体で統一かつ公正に運用するために策定さ
れたものである。そして、県においては、私法上の契約の相手方を公募に
より選定する場合のガイドラインに類する手引書は作成されておらず、ま
た、ガイドラインに準じて運用するとの方針も示されていない。

そうすると、知事が、指定管理者の選定ではなく、私法上の売買契約の
相手方を公募で選定するにあたって、ガイドラインに定める方法を採用し
なかったとしても、それゆえに違法・不当の問題が生じるものではない。

2 「除外」の理由の合理性について

次に、請求人は、「除外」の理由に合理性がない旨主張するので、この点
について判断する。

本件プロポーザルにガイドラインを準用しなかったことが違法・不当と
言えないことは、既に判断したとおりである。

設置要綱第5条第5項第2号によれば、選考委員は、自らと利害関係を
有する団体等の審査においては、当該団体等の審査に関する議事に参与す
ることができない旨規定されている。しかしながら、「除外」は、応募者の
事業地域（主たる事務所の所在地）と選考委員の在勤地（勤務地又は主た
る事務所の所在地）が同一である場合に、除斥とはみなさないが、最終的
な得点の集計においては「除外」に該当する選考委員の得点を集計しない
とする取扱いであるから、この点、「除外」の取扱いと除斥の取扱いの相違
が設置要綱上どのように整理されうるのか、分かりにくい面があることは
否めない。そこで、除斥には該当しないとしながら、「除外」を行ったこと
が合理的なものと言えるか、以下、検討する。

委員長は「除外」の理由として、公正の観点（情実の排除）及び選考委員の地元での立場に配慮した旨述べている。公正の観点（情実の排除）という理由については、除斥に該当するとも解されるどころ、部長が、監査において、利害関係とは、取引関係で言えば応募者が選考委員に対して相当優位な立場にあり、選考委員の公正な審議がなされ難い場合を意味すると述べていることからすれば、取引関係に関するこうした解釈は、あながち不合理と言うことはできない。そして、選考委員と応募者との取引関係において、応募者が相当優位な立場にあったとの事情もなかったのであるから、除斥と判断しなかったことは理解し得る。

また、選考委員の地元での立場に配慮したとの理由については、設置要綱にも館山市観光関連団体関係者を構成員としている上、本件施設の所在地である館山市の観光振興の観点からふさわしくない応募者であるか等地元の者にしか分からない情報を選考委員会における議論の中で反映させたいと考えていた旨部長が監査で述べたことからすると、除斥と異なり審査に加わり採点も行うという「除外」の取扱いを行ったことも首肯し得る。

以上からすれば、公正の観点及び選考委員の地元での立場への配慮からなされた「除外」の提案に対して、設置要綱第5条第5項の規定による除斥でなく、設置要綱第2条の選考委員会の所掌事務の範囲で行いうる企画提案の審査及び売払先（候補者）の選考に関する事項とした取扱いが合理性を欠くと言うことはできない。

3 「除外」の運用及び決定手続について

次に、「除外」の運用や決定手続に疑義があることから、「除外」は選考結果を変更すべく恣意的に行われたとする主張について判断する。

「除外」の取扱いを決定した経緯については、第4の5（1）で事実認定したとおりであり、選考委員に対しては、第2回目の選考委員会の冒頭で、「除外」の内容について各選考委員に対して説明し、了解が得られているものと言えるから、委員長が独断で「除外」を行ったと言うべきものではなく、選考委員会で審査方法に関連して事前に決定されたと解すべきであろう。

また、請求人は、各選考委員が「除外」について理解していなかったとも主張するが、応募書類のいくつかには、応募者の所在地が記載されており、当該応募書類は各選考委員に審査の開始前に配付されていた（第4の5（2））のであるから、この時点で、各選考委員は自らがどの応募者に対して「除外」となるものか知り得たものと考えられる。また、採点集計表

の「除外」に該当する応募者の採点欄には、「除外」扱いを示す「参」の文字が記載されており、各選考委員は採点集計表を確認していた（第4の4（3））のだから、どの選考委員がどの応募者に対して「除外」されたのかも知り得たものと言うべきであろう。

なお、平成25年12月5日に行われた、動植物園の審査においても、丁選考委員は、A市所在の応募者に対して除外されているから、「除外」は本件施設についてのみ適用されたものではない。

以上からすれば、「除外」は、選考委員会による審査の開始前に、選考委員会において各選考委員に説明の上、了解を得て行われており、各選考委員も自らがどの応募者に対して除外となるのか、また、どの選考委員がどの応募者に対して除外となったのか知りうる状態にあったものと言うべきであり、さらに、動植物園の審査においても、「除外」扱いが行われていることからすれば、「除外」が選考結果を変更すべく恣意的に行われたとする請求人の主張には理由がない。

4 議論による最優秀案の決定について

本件プロポーザルにガイドラインを準用しなかったことが違法・不当と言えないことは、既に判断したとおりである。

ガイドラインによる指定管理者の候補者の選定においては、県職員を構成員とする合議体である指定管理者（候補者）選定委員会が募集要項の決定、審査基準の決定、指定申請に係る提案内容の審査及び指定管理者候補者の選定を行うことになっている。そして、指定管理者（候補者）選定委員会は、外部有識者等（これらで合議体を構成するものではない。）に対して審査基準の策定及び指定管理者（候補者）の選定に係る意見（指定申請に係る提案内容に対する評点等）を聴取することとなっている。

請求人は、外部有識者等からの意見聴取に関わる留意事項と引き比べて、合議体での議論や「除外」された選考委員の意見聴取等を問題視するが、選考委員会は、設置要綱第4条及び第5条によれば合議体として運営されており、ガイドラインの外部有識者等からの意見聴取とは異なる権限を有していたものと言える。

また、最優秀案の決定においても、選考委員会として各応募者の得点結果に基づき最優秀提案者を決定することとしていたのであるから、最優秀提案者の決定に際して選考委員相互に議論を行いうるとしても、これを不合理と言うべき理由はない。

5 不正な点数操作について

最優秀案の決定については、第4の4(3)で事実認定したとおりであり、各監査委員が各選考委員の自筆の採点表も確認したが、いずれも偽造や書換えが疑われるものはなく、最優秀案の決定経過に違法・不当とすべき点は特段認められない。

また、各選考委員には、各自の採点表を事務局において転記した採点集計表が配付されていたのであるから、自らの採点と採点集計表の採点が異なる場合には、選考委員から何らかの異議等があるべきところ、選考委員会で最優秀案を決定する際には、選考委員から質問や意見などは何らなされていらない。

加えて、採点集計の際にも選考委員の他に複数の県職員が立ち会っていたのであるから、これらの職員一同が連合して組織的に行わなければ、不正な点数操作など行いようがないものと言えるところ、これらを疑わせるような事実は監査において一切確認できなかった。

以上からすれば、最優秀案の決定において不正な点数操作が行われたとする請求人の主張には理由がないものと言える。

6 募集期間について

請求人は、応募者を減らすため、又は内部情報を得ていない応募者に対して十分な準備期間を与えないために、動植物園と本件施設を分離して売り払うこととした上で、募集期間を26日間しか設けなかったことが違法・不当である旨主張するので、以下、判断する。

本件プロポーザルにガイドラインを準用しなかったことが違法・不当と言えないことは、既に判断したとおりである。

本件プロポーザルの応募期間をどの程度とするかは、知事の裁量の範囲に属する事項と解される。本件プロポーザルの募集期間については、30日間を目安としていたところ、選考委員会の開催日の調整等の都合上、結果的に若干短くなったものである(第4の2(4))。また、請求人提出の追加証拠書類7の「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」によっても、募集期間は原則として1カ月以上とされているのであるから、知事が上記の事情の下、募集期間を26日間としたことは、何らかの意図を持って極端に短く設定したものと解することはできない。そして、本件プロポーザルの公募の前に本件施設と動植物園を一体として購入しようとしていた者がいたとしても、両施設どちらにも応募することが可能だった上、本件施設の内覧会や応募者からの質問の受付及び回答(第4の2(3))を行うな

ど相当程度応募者への便宜を図り、また、本件プロポーザルの応募書類の分量及び内容からも、募集期間を26日間としたことは相当と認識していた(第4の2(4))ことも併せ考えれば、募集期間の設定について知事の裁量権の逸脱又は濫用はなく、本件プロポーザルの募集期間を26日間とした知事の判断に違法・不当はない。

7 選考委員会の構成について

選考委員に財務会計の専門家が一人もおらず不合理であるとの請求人の主張について、以下、判断する。

本件プロポーザルにガイドラインを準用しなかったことが違法・不当と言えないことは、既に判断したとおりであり、財務会計の専門家を選考委員としなかったこと自体により、違法・不当の問題が生じるものではない。

請求人は、旅館経営の収支計画を読みこなせる財務会計の専門家を選考委員にしなかった旨も主張するが、知事は、学識経験者である選考委員の人選にあたっては、経営の知識を有する者を選考委員とする方針の下、千葉商科大学大学院の中小企業診断士登録養成課程で責任者をしてきた鮎川氏を選考委員として選任していた(第4の3(1))のであるから、知事による選考委員の選任に合理性を欠くところはない。

8 売払価格について

次に、本件施設の売払価格が極端に低額であるとの請求人の主張について、以下、判断する。

第4の2(2)で認定したとおり、知事による本件施設の売払価格は、不動産鑑定評価額を参考に決定されたものである。当該不動産鑑定評価においては、本件施設の不動産(土地及び建物)としての最有効使用は、現存建物を取り壊し、更地化した後に、現況よりも収益性を向上させた総合保養施設として利用することと判断され、本件施設の敷地の鑑定評価額(1億4,100万円)から建物の解体撤去費相当額(1億400万円)を控除した金額である3,700万円が、本件施設の不動産鑑定評価額とされた。また、当該不動産鑑定評価においては、本件契約に付す特約を原因とする評価額の減額は行われていない。

以上からすれば、本件施設の売払価格は、不動産鑑定評価額を参考に適正に定められたものと言え、本件施設の売払価格が極端に低額であるとの請求人の主張には理由がない。

9 結論

以上で判断したところからすれば、本件プロポーザルの応募条件の決定及び最優秀案の選考過程に請求人主張の違法・不当な点はない。そうすると、これらが違法・不当であることを前提に本件契約の締結の無効を言う請求人の主張には理由がないこととなる。

なお、請求人は、陳述において、本件契約の相手方が事前に決められていたことも、本件契約の締結が無効である理由として主張するが、当該主張には何ら具体性がない上、証拠も提出されていない。また、請求人の当該前提を裏付ける事情は監査においても一切見受けられなかったのであるから、請求人の主張には理由がないこととなる。

以上のとおり、本件措置請求には理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

平成26年2月19日付け千葉県職員措置請求に対する意見書

1 南房パラダイス企画提案型財産売払いの概要

(1) 売払いまでの経緯

ア 千葉県南房パラダイスは、南房総地域の観光振興を図るため、昭和45年に物販施設等を有する動植物園として開設された。

また、昭和53年には雇用促進事業団（現 高齢・障害・求職者雇用支援機構）が、南房パラダイスの隣接地に宿泊施設いこいの村たてやま（南房パラダイス宿泊施設。以下「本施設」という。）を開設した。本施設は平成16年に県が取得し、地域の観光拠点として両施設を所有・運営してきた。

両施設は、経年及び海岸近接という立地に伴う施設の劣化が著しく、多額の改修・建替費用が必要であること等から、平成22年3月に策定された「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」では「民間において類似サービスが提供されていること等から移譲・廃止等を行う方向で検討・協議を進めるもの」とされ、また、平成24年3月に策定された「公の施設の見直し方針」では、「速やかに民間に移譲すること」とされた。

イ これらの状況の下、両施設は平成18年度から指定管理者による運営を行っていたが、施設の劣化による利用者・宿泊者の減少や東日本大震災の発生による更なる経営不振等により、指定管理者が平成23年8月末で撤退し、同9月から県の直接管理に移行した。その後も、利用者の大きな回復はなく、平成25年度においても、2億8,300万円の運営経費に対し、年間で1億円を超える赤字を見込んでいる。

なお、平成24年度については、年度下期での民間譲渡を想定し、4月から10月までの7カ月間の運営経費について当初予算が計上されたが、同4月に地元市等から県あてに、両施設の県有継続に係る要望書の提出がなされる等の状況を勘案し、同10月に県議会の議決を経て、同11月から平成26年3月までの運営に係る予算措置（債務負担行為設定）を行った。

両施設については、上述のとおり、平成24年4月に地元市等から県有継続に係る要望書の提出がなされる等、従来から県有施設としての存続を望む声があったが、経年による劣化が進み事故等（同10月のボヤ火災、高齢飼養動物の死亡等）が発生する一方、県の行政改革に係る方針（この根底にあるものとして、両施設に類する施設の新増設禁止等を内容とする平成12年5月26日閣議決定「民間と競合する公的施設の改革について」。）により、両施設の集客力・収益回復のための大規模な投資が不可能であること等を背景に、地元市等においても、平成25年7月に、両施設について「観光施設としての存続」を内容とする要望書の提出があった（平成24年4月の要望書の主旨は「県所有の継続」であり、主旨が異なる）。

ウ この、地元市等における両施設の観光施設としての運営継続に対する

強い要望や、観光面からのポテンシャルが高い地域に立地していること等を踏まえ、両施設が今後も南房総地域の重要な観光拠点（動植物園・宿泊施設）として、一定の公共性を担わせた上で、民間事業者の大規模投資・柔軟な運営により、観光施設としての更なる発展を長期的・継続的に目指すことが望ましいものと判断し、一般競争入札等の手法での売払いではなく、本施設の購入を希望する民間事業者から、今後の本施設の投資・運営方針等を広く募り、優れた提案を行った者と随意契約（プロポーザル方式（価格固定））により売却処分することとした。

（２） 売払先の公募について

売却に当たっては、両施設の設置の経緯（原始設置者を異にする。）及び性格の相違（専門性を異にする。）等を勘案し、動植物園・宿泊施設を別個の売払い物件として整理する一方、両施設の相互利用、協力関係の構築が必要であることや両施設の一括取得を希望する者が出現した場合の便宜等から、両施設について同時期に公募を行うこととした。

両施設に係る売払いは、平成25年10月31日に公告し、募集要項等を発表した。本施設の売払い（以下「本売払い」という。）の概要は、24千㎡の土地及び延べ6千㎡の建物及びそれに付随する構築物等の売買である。また施設の用途については、10年間の観光施設としての運営、公募時に提案した事業の確実な実施及び県民・市民利用への便宜供与等を義務づけた。

また、売払いに係る質問を公告日より同11月15日まで受付し、同12日、15日、19日、20日にわたり回答を行うとともに、期間中の同13日に現地内覧会を実施した（なお、両施設は、公の施設であり利用者として立ち入りが自由であり、13日以外にも視察等は可能であった）。

企画提案の申込は同15日から25日まで受付を行い、期間中に本施設については、7者の応募があった。また、動植物園については4者の応募があり、うち2者は両施設について応募を行った（従って、実応募者数は9である）。

（３） 売払手続について

ア 選考委員会の設置・構成について

両施設の売払先の選考をするために、平成25年10月18日に「千葉県南房パラダイス売払先選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、公募条件、審査基準などを議論した（議事等については、「千葉県南房パラダイス売払先選考委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）による）。

今回の選考委員については、両施設が植物園及びその隣接宿泊施設という、やや特殊なものであることから現在の委託事業者決定の際に委員であった者（経営系学識経験者、旅行業界関係者）、植物園が中核施設で

あることから植物の専門家（公平性、守秘義務の観点から県内公営植物園（直営）の専門家）、その他、ホテル業界関係者、観光物産関係者（地元関係者でもある）に委員就任を依頼の上、異なる分野の選考委員による多角的な選考を実施することとし、具体的には、経営系学識経験者として鮎川二郎氏、旅行業協会関係者として中村秀雄氏、植物の専門家として須藤治氏、旅館ホテル団体関係者として武田将次郎氏、観光物産関係者（地元関係者でもある）である高橋弘之氏を委員とし、設置要綱4条2項により、■■■■委員が委員長に互選された。なお、選考における県職員の影響等を排除するため、全て外部者に委員就任を依頼することとした。

イ 選考委員会における審査について

応募書類の提出があった後、応募者に、後述するプレゼンテーションの実施等のため、会場である県庁に来庁を求め、同12月5日、10日の2日間、本施設について、7者の審査を行った（うち1者は、指定日時に来庁せず、選考委員会で選考の対象外と決定された）。

審査方法は、事業計画、財務情報・収支計画、専門性・過去の実績・意欲等の10の観点から、①書面審査、②プレゼンテーション及び応募者への質疑応答等を経て、項目ごとに選考委員が採点し、これらの点数を基に応募者ごとの選考委員会としての得点を定め、当該得点により最優秀提案者を決定することとされた。

選考委員会としての得点を決定するに当たり、プレゼンテーション及び採点を実施する前に、選考委員全員の合意の下、業者との接触が濃厚である可能性があり、公正の観点（地元応募者に対する身びいき等）、また、選考委員の地元での立場（当該選考委員の採点が結果の最終的・決定的な要素となった場合に想定される状況等）への配慮等から、選考委員と応募者との地縁的な関係に基づく情実等を排除等するため、応募者の本社所在地と同一の市町村に在勤している選考委員の採点を除いて当該応募者の平均点を算出することとされた（なおこの対応は、選考全般について当該選考委員を除外する趣旨ではなく、プレゼンテーションにおける発問や選考委員間の議論における自由な発言は、当該選考委員も含め、全委員共通に保障されていた）。

また、上述の平均点の算出と併せ、最終的な選考結果を決定するに当たり参考とするため、全委員（5名）の採点結果に基づく平均点も、同時に算出することとされた。

ウ 選考結果について

上記イにより算出した結果は、いずれによっても最高得点者が同一であり、これらの結果を踏まえた合議においても、得点の修正についての意見はなく、地縁的な情実等を配慮した得点をもって選考委員会としての得点とし、これを基に、本施設については、株式会社こがねを最優秀提案者として確定することとされ、同12月10日付けの書面で知事に報告がなされた。

この委員会での選考結果を受け、当該結果が適切であると判断し、知事は平成25年12月19日に、本施設の売払先を株式会社こがねとすることと決定し、翌20日にその旨を公表した。

2 請求人の主張及び主張に対する知事の意見

<請求人の主張の概要>

請求人は、平成25年12月に千葉県が行った南房パラダイスの宿泊施設（旅館）売払いについて、選考における不正行為の存在や県が定める指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン（以下「指定管理者ガイドライン」という。）と異なる方法が違法・不当で、当該選考に基づく売買契約は無効であり、再度の選考等を実施すべきである。

<知事の意見（総論）>

両施設の売払いは、本施設が今後も南房総地域の重要な観光拠点として、民間事業者により投資・運営されていくことが望ましいと考えられるため、随意契約（プロポーザル方式）により売払いをすることとなったものである。

両施設について、一般競争入札等での売払いではなく、プロポーザル方式による随意契約（地方自治法施行令167条の2第1項2号）とした理由を詳述すると、両施設の売払いについては、国定公園内の植物園及び宿舎（ホテル・旅館）としての運営及びそのための劣化した施設の大規模改修ないし新築を行うことを前提に、民間事業者の創意工夫により南房総地域の重要な観光拠点として機能を長期的・継続的に担わせることを重要な目的とし、これらを踏まえ施設としての10年間の用途指定、公募時に提案した事業の確実な実施及び県民・市民利用への便宜供与等、一定の公共性を売払先にも担わせること等を契約で想定し、これらを勘案すると、価格の高低を比較することによっては、両施設の売払いに適する相手方を選定することができる性質のものではないからである。

また、随意契約については、その契約における具体的な相手方選定方法等は契約締結権者たる知事の裁量に属するものであり、上記1（3）の選考については、（1）以下において個別に詳述するが、契約の相手方を選考するための手法として知事の合理的な裁量により実施されたものであり、また、実施されるべきものである（最高裁昭和57年（行ツ）第74号同62年3月20日第二小法廷判決・民集41巻2号189頁参照）。

なお、本売払いは上述のとおり、随意契約（法的性格は私法上の売買契約）であり、指定管理制度（地方自治法244条の2に規定する一種の行政処分）とは法的性格が異なる。指定管理者制度（管理者の選定）については、本県では同法に基づき「千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成16年条例第2号）で必要な事項を定めるとともに、多様な公の施設に対する円滑な指定の実施にあたり、画一的な取扱

の必要から、「指定管理者ガイドライン」を策定し、全庁的な運用を行っているが、「指定管理者ガイドライン」は指定管理者制度に係る規定であり、法的性格の異なる随意契約である本件売払いに適用はない（最高裁平成22年（行ヒ）第124号同23年6月14日第三小法廷判決・集民第237号21頁参照）。

従って、本売払いに適用がないことをもって、直ちに違法・不当の問題は生じるものではない。

また、上記1（3）イ及びウで述べたとおり、選考は適正に行われ、不正行為は存在しない。

以上のことから、本売払いに関しては、総じて違法・不当は存在せず、従ってその請求には理由がなく、措置の必要を認めない旨の決定を求める。

なお、請求人の各論的主張及びそれに対しての知事の意見は以下のとおりである。

(1) 不当な意思をもってなされた特定の選考委員を除外した上での採点

<請求人の主張>

選考委員5名全員による集計をもって最優秀提案を決定すべきで、結果の変更を期待する不当な意思をもって特定選考委員2名の除外が行われ、最優秀案提案を決定したことは、違法・不当である。

<知事の意見>

選考については、前記1（3）のとおり設置要綱により適正に行われ、プレゼンテーション及び採点を実施する前に、各選考委員の合意の下、業者との接触が濃厚である可能性があり、公正の観点（地元応募者に対する身びいき等）、また、選考委員の地元での立場（当該選考委員の採点が結果の最終的・決定的な要素となった場合に想定される状況等）への配慮等から、選考委員と応募者との地縁的な関係に基づく情実等を排除等するための取扱も、その目的は正当である。また、その内容も、選考委員会としての得点（平均点）を算出する方法の一として、機械的に一部の応募者について一委員の採点結果を用いなかったに過ぎず、更に、全委員の採点に基づく得点（平均点）も同時に算出し、比較考量等を実施の上、最終的な決定を行ったもので、選考委員会の得点の決定方法としては、合理的裁量の範囲内で適法・正当である。これは、例えば、ある応募者についての5人の選考委員の採点結果の内、情実の可能性を排除するために最高の採点をした者を排除し、4人の採点結果に基づき平均点を算出することや、最高の採点と最低の採点を排除して、3人の採点結果に基づき平均点を算出する等、様々な手法が存在しており、それらが特段、不合理でないのと同様である。

なお、請求人のいう「結果の変更を期待する不当な意思の存在による委員除外」云々は、事実と反する請求人の揣摩臆測に過ぎない。

(2) 不正な点数操作（の可能性）

<請求人の主張>

委員5人全員の採点結果も一部選考委員「除外後」のものも同じであるという県の主張は、信頼に値しない。また「除外後」集計も「不正な点数操作」が行われた可能性が極めて高い。

<知事の意見>

いかなる根拠をもって不正があったとするのか、請求人提出の証拠からは不明であるが、選考については、前記1（3）のとおり設置要綱により適正に行われたものであり、請求人の主張は不確実な根拠に基づく、単なる臆測に過ぎない。

(3) 「指定管理者ガイドライン」と異なる特定選考委員の除外・採点

<請求人の主張>

本売払いは「指定管理者ガイドライン」に準拠して実施すべきであり、それと異なる特定選考委員の除外・採点は違法・不当である。

<知事の意見>

上記2<知事の意見（総論）>で述べたとおり、随意契約である本売払いと指定管理制度は法的性格が異なり、「指定管理者ガイドライン」の適用がないことのみをもって、違法・不当の問題は生じない。

なお、2（1）<知事の意見>で述べたとおり、選考委員会での選考開始前の決定をもって、選考委員会における応募者の得点決定にあたり、地縁的な関係に基づく情実等を排除する目的でなされた取扱も合理性がある。

この点、本請求は、館山市内の応募者が最優秀とされた本売払いの結果に対し館山市民からなされたものであり、館山市関係の委員の採点が問題視される可能性が顕在化したものと言え、結果的に本売払いの選考において、本売払いの選考方法の妥当性が証明されたものとする。

(4) 「指定管理者ガイドライン」と異なる、採点に係る議論の存在

<請求人の主張>

県は「除外」された委員の点数も「参考点」として全員集計し、「除外」後集計と比較し、両方の採点結果が違った場合には、選考委員間の「議論」で決めるつもりだったと主張するが、募集要項において「最高得点を最優秀案として選定」と明記され、委員間の議論はありえない。

また、「指定管理者ガイドライン」の記述によっても、選考委員会という合議体での議論はありえない。

<知事の意見>

上記2<知事の意見(総論)>で述べたとおり、随意契約である本売払いと指定管理制度は法的性格が異なり、「指定管理者ガイドライン」の適用がないことのみをもって、違法・不当の問題は生じない。

なお、選考委員会という合議体での議論は一般的であり、設置要綱5条の規定は「議論」を前提としており、「議論」の存在は何ら不合理ではない。

加えて、選考委員会としての各応募者の得点を最終的に決定するに当たり、それに先立つ議論を踏まえ、選考委員個人が自身の採点を修正する事態等を想定すること自体も、何ら不合理ではない。

なお、付言すると、請求者の主張は、「指定管理者ガイドライン」の、合議体ではない「外部有識者等」の採点を前提にしたものであり、本売払いに係る合議体である選考委員会とは前提を異にしたものである。

(5) 公募期間の短期間性

<請求人の主張>

本売払いでは、公告から受付締切まで26日間しかなく、極端に短いものであり、「指定管理者ガイドライン」は、60日以上が目安であることから比較しても、著しく不当である。

<知事の意見>

上記2<知事の意見(総論)>で述べたとおり、随意契約である本売払いと指定管理制度は法的性格が異なり、「指定管理者ガイドライン」の適用がないことのみをもって、違法・不当の問題は生じない。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項2号による随意契約について直接の規定はないが、千葉県財務規則上、一般競争入札や随意契約の一部については10日間(108条・115条の2第3項)であるので、本売払いに係る公告から応募締切までの期間が、短く不当であるとは言えない。

加えて、本売払いに係る対象施設については、上記1(1)アのとおり平成22年3月の段階で、移譲・廃止施設であることが、また同イのとおり平成26年3月末までしか県直営に係る予算措置を講じていない状況にあることがそれぞれ公表されており、更に平成25年9月定例県議会においても、年度末の民間譲渡について言及をしており、相当早期から、本売払いに関する事実上の周知はなされていた。

更に本売払いについては、公告直後に報道が多くなされ、売払い実施自体の周知についてはほとんど期間を要さず、26日の大半を応募者が応募内容の検討に充てることが可能であり、現に、7者もの応募が現にあったところであり、これらを総合すると、期間としての合理性を欠くところはなかったものとする。

(6) 選考委員の資質に対する疑義

＜請求人の主張＞

選考に当たっては委員長が主導的であったことが不当である。

また、選考委員の中に財務会計の専門家が1人もおらず、学者、学芸員、菓子製造業者たちが、旅館経営の収支報告書を読みこなせるのか甚だ疑問であり、「形骸化」した選考委員会である。

なお、「指定管理者ガイドライン」には、「財務会計の専門家も選任すること」とあり、それを欠いた選考委員会は不当である。

＜知事の意見＞

上記2＜知事の意見（総論）＞で述べたとおり、随意契約である本売払いと指定管理制度は法的性格が異なり、「指定管理者ガイドライン」の適用がないことのみをもって、違法・不当の問題は生じない。

選考委員会については、設置要綱4条2項により委員長に選出された■■■■氏が、同3項により会議を主導的に運営するのは当然であり、いかなる伝聞等をもって同氏を批判するのは不明であるが、当該伝聞等は主観（同氏に対する感情）と客観（委員長として同氏が選考委員会設置要綱に基づき適正に運営したこと）を混同しているものと思われ、当該主観に係る伝聞等をもって安易に同氏の運営を批判しているに過ぎず、その主張は失当である。

また、選考委員会は、上記1（3）のとおり組織・運営されたものであり、多角的な視点から選考を行おうとすることに、何ら不合理な点はない。

更に、請求人は財務会計の専門家の不存在を主張するが、千葉商科大学教員（元大学院中小企業診断士登録養成課程の責任者）である鮎川二郎■■■■が存在する以上、失当である。

3 結論

上述のとおり、不正行為は存在せず、また、随意契約である本売払いについては、法的性格の異なる指定管理者制度に係る「指定管理者ガイドライン」の適用がないことをもって違法・不当の問題は生じず、本件選考は2（1）ないし（6）で述べたとおり、合理性を有することから、本売払いに違法・不当はなく、請求人の請求には理由がない。